

第1章 東金市の緑の現状と課題

1-1 市の概要

1-2 市の緑の現況

1-3 緑を取り巻く環境の変化

1-4 市民の緑に関する意識

1-5 緑に関する課題

1-1 市の概要

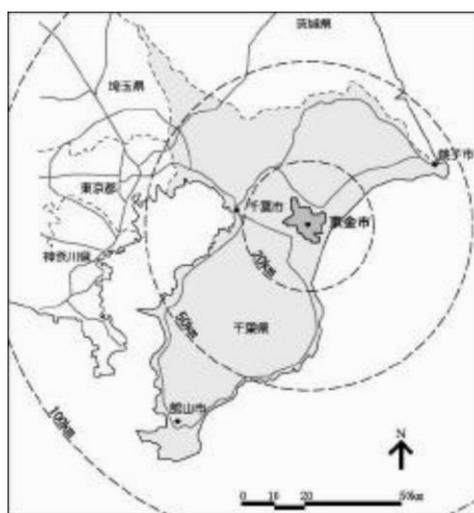
1 自然的状況

(1) 位置と地勢

本市は、都心から約50～60km、千葉県のほぼ中央に位置し、市域の西部で県都千葉市に接しています。

面積は89.12K㎡、東西に約13km、南北に約15kmの広さを有しており、市の北西部は標高40～80mの下総台地の東端にあたり、山武杉を中心とした森林地帯と台地に入り込む谷によって形成されています。南東部は標高10m以下の九十九里海岸の後退による広大な平野に肥沃な水田地帯が広がっています。

位置図



(2) 気候

四季を通じて比較的温暖な気候となっています。直近10年間の年間平均気温は15.7℃、年間平均降水量は1,285mmです。

年次別気象状況



資料：山武郡市広域行政組合消防本部（参考値）

気象状況に関して

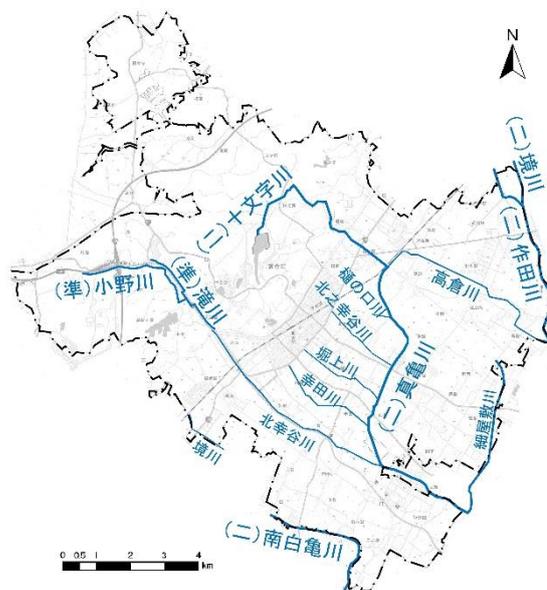
資料集P90参照

(3) 河川・水系

本市には、作田川、真亀川、南白亀川などの5本の二級河川と小野川、滝川の2本の準用河川が、太平洋に向かって概ね北西から南東に流れています。その他にも多くの普通河川があり、また、古くから農業利水が発展してきたことから、用排水路が張り巡らされ、雄蛇ヶ池や丑ヶ池に代表される農業用ため池も数多く残っています。

これらは、作田川、真亀川、南白亀川の3水系に分かれており、市北部、東部及び南西部の一部を除けば、ほとんどの地域が真亀川水系に含まれます。

河川位置図

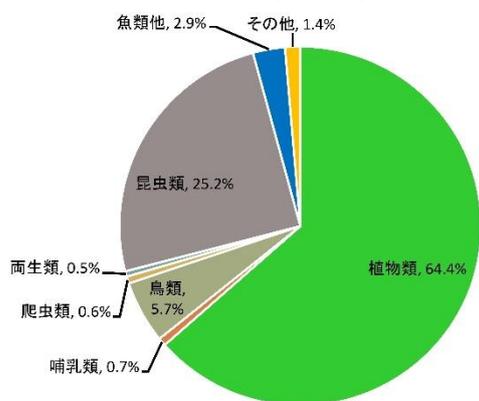


(4) 生息・生育する生物

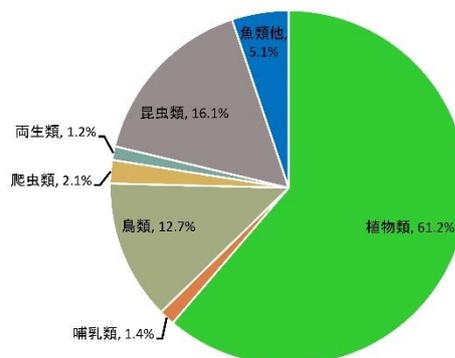
市内で確認されている生物の総数は2,062種で、最も多いのは植物類の1,309種、次に昆虫類の512種、鳥類の116種となっています。また、法令による天然記念物や希少野生動植物種、またはレッドデータブック※等に位置付けられている絶滅危惧類や保護生物など重要な生物種は、565種となっています。

一方、もともと地域にいなかった、人間によって持ち込まれた外来生物（外来種）※は、哺乳類、爬虫類、魚類、植物類など幅広い分類の生物群が市内でも確認されており、生活環境や生態系、農林業への被害など様々な面で影響を及ぼしています。

市内の生物相の状況



市内の重要な生物種の状況



資料：千葉県保護上重要な野生生物－千葉県レッドデータブック－植物・菌類編(2009年改訂版)、動物編(2011改訂版)
 千葉県保護上重要な野生生物－千葉県レッドリスト－植物・菌類編(2017年改訂版)、動物編(2019改訂版)
 環境省レッドリスト2020

2 社会的状況

(1) 人口

本市の人口は、1975(昭和50)年頃から住宅地としての都市化の進行により増加し、2020(令和2)年10月1日現在では、57,966人、世帯数は25,685世帯、人口密度は650.4人/Km²となっています。ここ10年では、人口で3,785人の減少、世帯数で1,307世帯の増加となっています。

また、将来人口推計では、目標年次となる2040(令和22)年に49,000人程度まで人口が減少するとされており、高齢化率は今後も増加の傾向が続くと推計されています。



資料：令和2年版東金市統計書



※高齢化率 = 65歳以上人口 / (総人口 - 年齢不詳人口)

資料：国勢調査(実測値)
国立社会保障・人口問題研究所※(推計値)

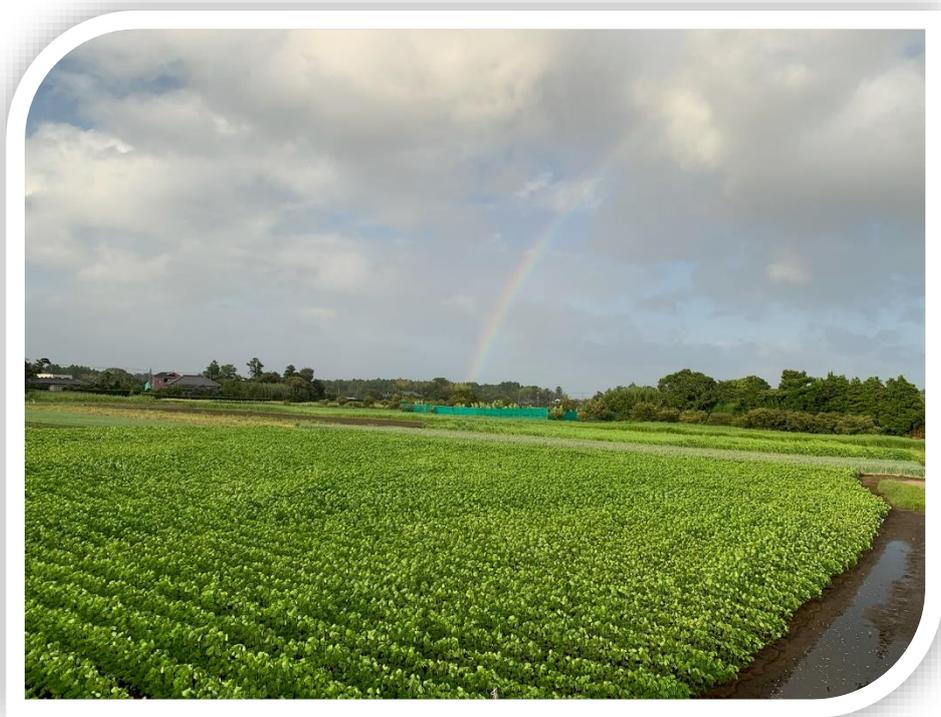
(2) 産業

本市の産業別就業人口の割合は、2015（平成27）年国勢調査の時点で、第1次産業が5.9%、第2次産業が21.5%、第3次産業が67.9%、分類不能な産業が4.7%となっています。前回調査の2010（平成22）年から就業構造に大きな変化はないものの、就業者数としては、第1次産業は概ね横ばい、第2次産業と第3次産業は減少傾向にあります。



資料：国勢調査

農業・農地に関して 資料集P92 参照



雨上がりの農地にかかる虹

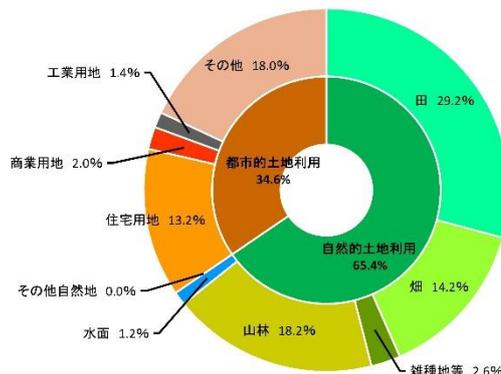
(3) 土地利用・市街地整備

本市の土地利用は、住宅、商業、工業等の都市的土地利用が3,077.2haで市域の34.6%を占めており、農地、山林、水面等の自然的土地利用は5,824.8haで市域の65.4%となっています。

また、市街地整備としては、土地区画整理事業※が6地区(265.6ha)で施行済み、10haを超える大規模宅地開発が4箇所(258.2ha)で完了し、計画的な市街地が形成されています。

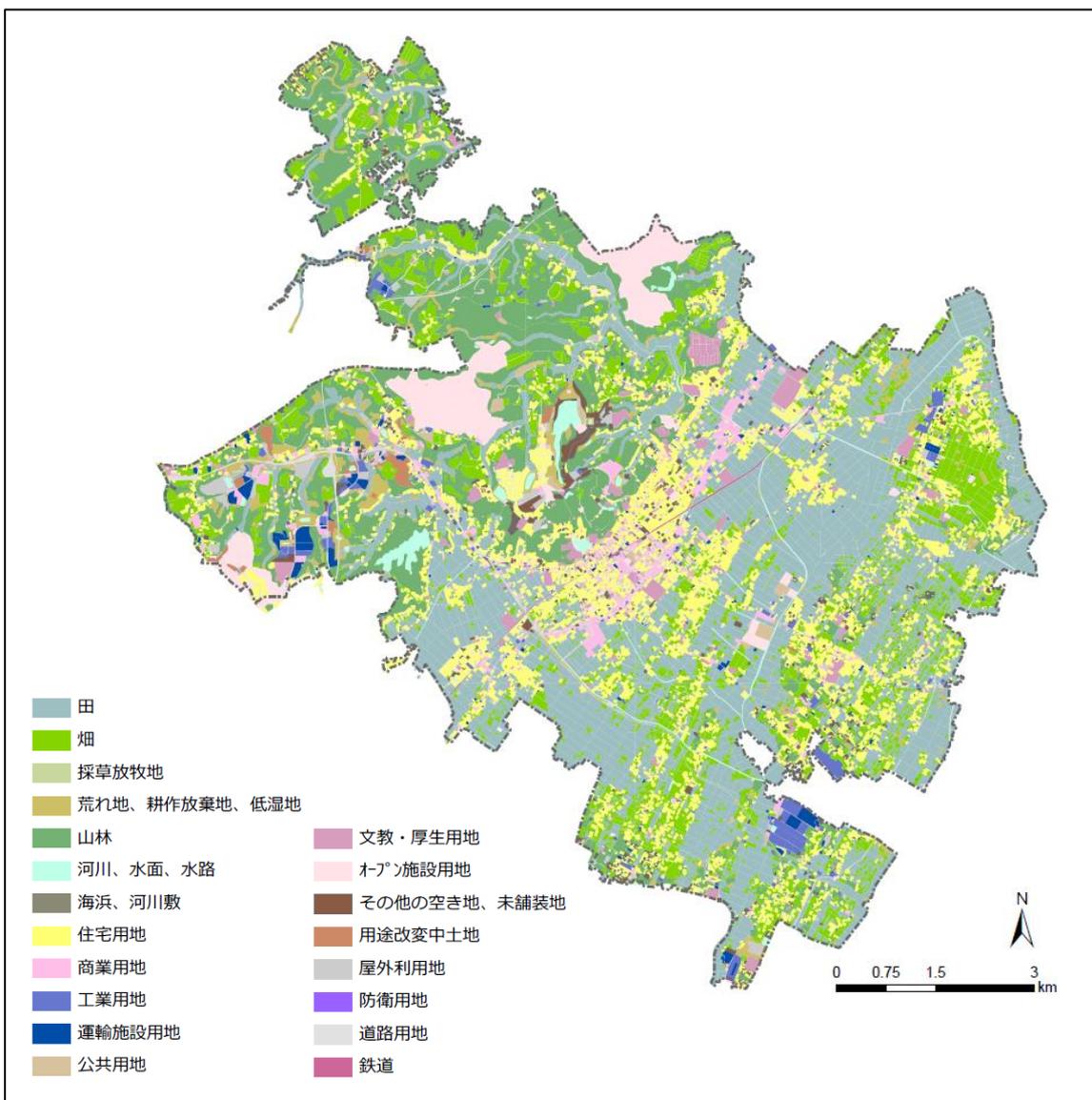
地目別土地利用に関して 資料集P92 参照

地目別土地利用状況



資料：千葉県都市計画基礎調査（平成28年度）

土地利用現況図



出典：千葉県都市計画基礎調査（平成28年度）

(4) 緑の中に息づく歴史・文化資源やスポーツ施設

恵まれた自然の中で、九十九里地域の中核都市として発展してきた本市には、古代人の生活を伝える遺跡、さまざまな文化の波、一時代を築いた城跡など、緑の中に息づいている数多くの歴史や文化資源が点在しています。

文化財としては、国指定・登録のものが8件、県指定のものが5件、市指定のものが54件あります。なかでも、1920（大正9）年に日本で最初の国指定天然記念物となった成東・東金食虫植物群落には、モウセンゴケやイシモチソウなど8種類の食虫植物のほか、様々な湿原植物が生育しています。また、樹齢350年以上で、徳川家康が植樹させたと伝えられる日吉神社表参道の杉並木のほか、市内の社寺には多くの貴重な緑が残っています。

一方、スポーツ施設（市営）については、指定管理者により管理・運営されている東金青年の森公園、東金アリーナ、東金市家徳スポーツ広場などで、令和元年度は約24万人の方々に利用されています。これらの施設を中心に家徳緑地やときがね湖展望広場などとともスポーツやレクリエーション活動を支える場となっています。



成東・東金食虫植物群落（モウセンゴケ）



日吉神社表参道並木



東金アリーナ

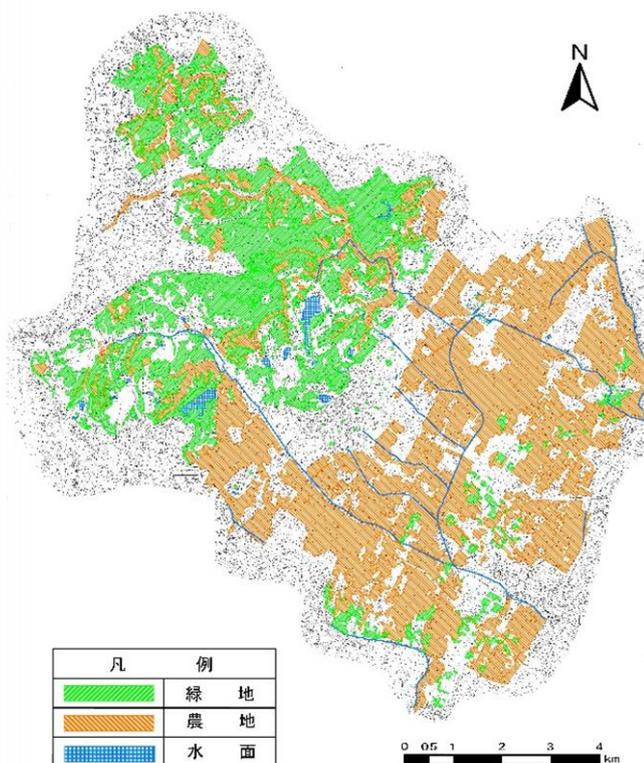
1-2 市の緑の現況

1 緑被の現況

市域全域において、用途地域[※]内では10㎡以上、その他の地域では100㎡以上のまとまりのある緑を対象とした緑被面積は6,389haで、緑被率は71.7%となっています。

緑被地は、本市を上空から捉え、緑の量を抽出した緑の現況を定量的に示す指標の一つとなっています。

緑被地現況図



緑被地の現況

区分	区域面積	緑被面積	緑被率
市域全域	8,912ha	6,389ha	71.7%
用途地域内	818ha	188ha	23.0%
その他の地域	8,094ha	6,201ha	76.6%

「緑被」とは、航空写真のデータを用いて樹木や芝生等で覆われた草地や農地などを抽出したものです。また、市域の面積のうち、緑の面積が占める比率を「緑被率」としました。

この計画では、平成28年度の都市計画基礎調査をベースに用途地域内では10㎡以上、その他の地域では100㎡以上の緑被を計上しました。



2 緑地の現況

市域全域において、都市公園や農用地などの緑地面積は5,225.41haで、市域面積における緑地率は58.6%となっています。これらの緑地のうち、農用地区域が57.9%、地域森林計画対象民有林が28.8%となっており、緑地のほとんどが地域制緑地で占められています。一方、施設緑地の都市公園は0.6%、公共公益施設緑地は1.4%と全体の緑地面積に対して割合は低くなっています。

		緑地の面積と割合		令和3年4月1日現在		
緑地の分類		対象となる緑地	緑地面積 (ha)	割合 (%)		
施設緑地	都市公園	街区公園、近隣公園、都市緑地等 (都市公園法)	32.53	0.6		
	公共公益施設緑地	市役所、学校等の植栽・花壇や児童遊園、スポーツ施設等	73.18	1.4		
	民間施設緑地	境内地、ゴルフ場	312.89	6.0		
	施設緑地計			418.60	8.0	
地域制緑地	法によるもの	自然公園区域 (自然公園法)	(167.00) 161.66	3.1		
		農用地区域 (農業振興地域の整備に関する法律)	3,024.75	57.9		
		河川区域 (河川法)	63.00	1.2		
		保安林区域 (森林法)	(141.36) 0.00	0.0		
		地域森林計画対象民有林 (森林法)	(1,557.00) 1,507.31	28.8		
	小 計			4,756.72	91.0	
	協定によるもの	緑化協定 (旧都市緑地保全法)	33.31	0.6		
条例等によるもの	保存緑地や地区の協定	(55.48) 16.78	0.4			
地域制緑地計			4,806.81	92.0		
合 計*			5,225.41	100.0		
緑 地 率 (市域面積 : 8,912ha)			58.6%	—		

* 法等の重複指定している緑地 235.09ha を控除した数値 (緑地面積欄の上段は重複控除前の正規な面積)

「緑地」とは、都市公園、公共公益施設緑地、法による地域、協定・条例などにより、緑の担保性の高い区域を指します。



緑地のイメージ

3 施設緑地

(1) 都市公園

都市公園に関して 資料集P93 参照

①整備状況

本市には、周辺住民が徒歩で訪れることができ、休養やレクリエーションの場として利用することを目的とした住区基幹公園が31箇所、市内全体の全住民が運動の場として利用することを目的とした都市基幹公園が1箇所整備され、その他特殊公園や都市計画緑地等を含め、人口一人あたりの公園面積は5.6㎡となっており、千葉県平均の7.1㎡を下回っています。

また、都市計画決定はされているものの、未整備の公園・緑地が5箇所あります。

なお、公園・緑地は、市民の利用範囲を考慮し、また利用目的に応じて、都市公園法で種類毎に分類されており、このうち、都市計画決定されているものは都市計画施設となります。

整備済みの都市公園数と面積の状況

令和3年4月1日現在

種類		種別	市域全域		用途地域※内	
			箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)
都市計画公園・緑地	都市計画公園	住区基幹公園	27	7.68	27	7.68
		近隣公園	4	7.20	4	7.20
		都市基幹公園	1	5.60	1	5.60
		特殊公園	1	4.20	1	4.20
	都市計画緑地		2	5.70	0	0.00
	合計		35	30.38	33	24.68
都市公園法の指定のみで開設している公園			20	2.15	7	0.39
総計			55	32.53	40	25.07

* 令和3年4月1日現在の人口は、57,451人



南公園 (街区公園)



丸山公園 (近隣公園)

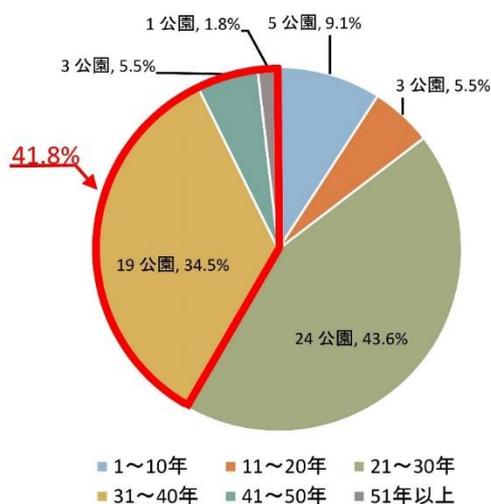
②整備（開設）時期

本市の都市公園等は、土地区画整理事業[※]や大規模宅地開発に合わせて設置されたものがほとんどで、市街地整備が進行していた昭和 56 年～平成 12 年の間に整備（開設）したものが全体の 78.1%となっています。

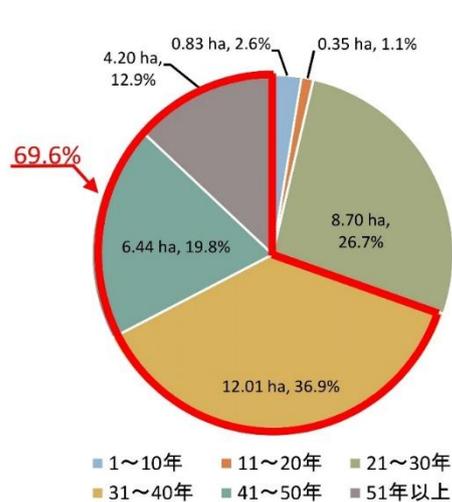
また、整備（開設）後、30 年以上経過している都市公園等が 40%を超えており、これらの都市公園等は面積にして 22.65ha、全体面積に対して約 70%を占めています。

このように都市公園等の整備（開設）時期からみて、今後も施設全体の老朽化の進行は顕著であり、全国各地で発生している重大な事故と同様な事故が発生しないよう、各施設の耐用年限等も見ながら、早急に抜本的な対策を講じていく必要があります。

整備年代別の整備箇所数の状況



整備年代別の整備面積の状況



資料：東金市都市公園台帳（令和 2 年度）

③管理状況

都市公園等の管理については、利用者の皆さんが安全快適に利用できるよう園内施設等の清掃、除草、芝刈り、樹木管理のほか、施設の破損や故障などの修繕、補修を行っています。特に、子どもたちの健全な発育と好奇心を促す遊具施設については、定期的な安全確認や点検により、リスクを適切に管理し、安全確保を第一に事故の未然防止に努めています。また、強風による倒木被害や公園内に死角を生み出さない工夫など防災・防犯の観点からも、適切な施設や樹木管理などが望まれています。

④避難場所等の指定状況

都市公園等は、地震や風水害等の災害が発生した場合に延焼防止空間や一時的に避難して様子を見る避難場所として、防災上重要な役割を担っています。「東金市地域防災計画（令和 3 年 6 月）」では、避難場所に学校等の公益施設とともに 38 箇所の都市公

第1章 東金市の緑の現状と課題

園等が指定されています。また、東岩崎緑地には、防災倉庫2個が設置されています。

(2) 公共公益施設緑地

①公園・緑地に準ずる機能を有する施設

市内には、都市公園以外の施設緑地として学校や就学前児童施設、児童遊園、スポーツ施設などがあります。



城西小学校

②公共公益施設における植栽地等

本市では、街並みへの彩りや季節感を与える景観への配慮などから市街地の主要な道路を中心に街路樹が整備され、市街地内の緑の回廊の一端を担っています。

また、市内の学校等の敷地内には、樹木や花壇、芝生のほか、施設状況に応じて様々な緑地が整備されています。その他にも市役所やふれあいセンターなどで敷地内の緑化が図られています。



街路樹のある街並み



東金市ふれあいセンター

(3) 民間施設緑地

市内の社寺には、市の指定を受けた天然記念物の樹木や境内地を取り囲むように覆っている樹林地により貴重な緑が保全されています。また、市北西部の丘陵地には、3箇所のゴルフ場が整備されています。



鎮守の杜



ゴルフ場

4 地域制緑地

(1) 法によるもの

地域性緑地に関して 資料集P95 参照

①自然公園区域

自然公園区域は、優れた自然の風景地を保護しつつ、野外レクリエーション、自然体験・学習などの場としても活用しながら、生物多様性の確保に寄与することを目的に指定される区域で、本市の八鶴湖や雄蛇ヶ池周辺の区域 167ha が、県立九十九里自然公園に指定されています。

②農業振興地域農用地区域

農業振興地域農用地区域は、農業振興地域整備計画の中で、農業上の利用を確保すべき集団性や農業を振興する上で必要な土地などを、将来にわたって農業のために利用していくべき区域として定めています。市内の 3,024.75ha の農地が、農業振興地域農用地区域に指定されています。

③河川区域

河川を管理するために必要な区域で、基本的には堤防と堤防に挟まれた間の区間をいいます。市内の二級河川と準用河川の区域 63ha が、河川区域となっています。

④保安林区域

保安林区域は、水源の涵養、土砂の崩壊その他災害の防備、生活環境の保全・形成等を目的に指定される区域で、それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するため、市内の 141.36ha に保安林区域が指定されています。

⑤地域森林計画対象民有林

地域森林計画は、民有林について森林計画区別に、森林関連施策の方向性や地域特性に応じた森林整備・保全の目標等を明らかにする計画で、千葉県では県内を2つの森林計画区に分けて地域森林計画を定めています。本市は千葉北部森林計画区に属し、1,557ha の森林が地域森林計画対象民有林に指定されています。

(2) 協定・条例等によるもの

本市には、協定に基づく緑地として、旧都市緑地保全法に基づく緑化協定が4地区で締結され、住宅環境の保全につながっています。

条例等に基づく緑地としては、千葉県の条例により郷土環境保全地域(日吉神社の森)や市の条例による保存緑地の指定により、良好な自然環境の形成や美観風致の維持を図

っています。また、千葉東テクノグリーンパークでは、立地企業と敷地内の緑化に関して協定を結び、良好な産業地の保全形成が図られています。

5 緑に関わる活動

(1) 市民協働の取り組み

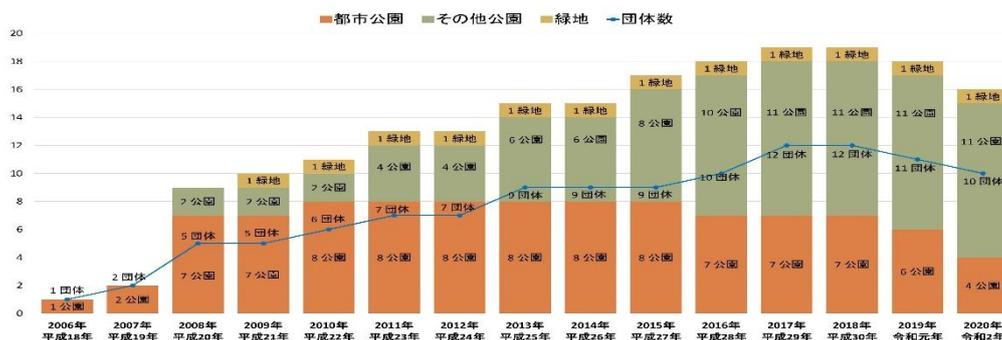
緑に関わる市民と行政の協働の取り組みとしては、「公園等の維持管理事業」があります。令和2年3月末現在、10地区（16箇所）で清掃や草刈りなどの維持管理活動を行っていますが、近年は地区住民の高齢化等の影響で事業継続が困難な地区が出始めています。



協働による公園管理の取り組み（グランヴェール東金地区）

そのほか、丘山地区では、花いっぱい運動が継続して行われているほか、これまでに「みんなで作る八鶴湖動植物図鑑」の作成や「駅前広場環境美化運動」など環境団体による活動も行われてきました。

公園等の協働事業実施団体数の変遷



(2) 環境保全・環境教育等の取り組み

環境保全への取り組みとしては、景勝地での草刈り、桜の植栽、自然観察、ビオトープ※づくり、地球温暖化への意識啓発など、緑豊かな自然を次の世代につないでいくために幅広い視点からの活動が行われています。

また、子どもたちへの環境教育としては、学校での緑のカーテンの設置、小中学生を対象に農業体験等や自然体験プログラムを通して青少年育成を行う探検隊事業など、様々な取り組みが行われています。



市民団体による環境活動の様子

そのほか、公園では企業によるボランティア活動や、農地を生かし市民が農業とふれあえる場として、市民農園や田んぼの学校を毎年開設しています。



緑のカーテン（城西小学校）

1-3 緑を取り巻く環境の変化

近年の緑を取り巻く環境変化は、様々な場面で市民の暮らしにも影響を及ぼしており、これらを身近な問題として捉え、様々な視点からの対策が求められます。

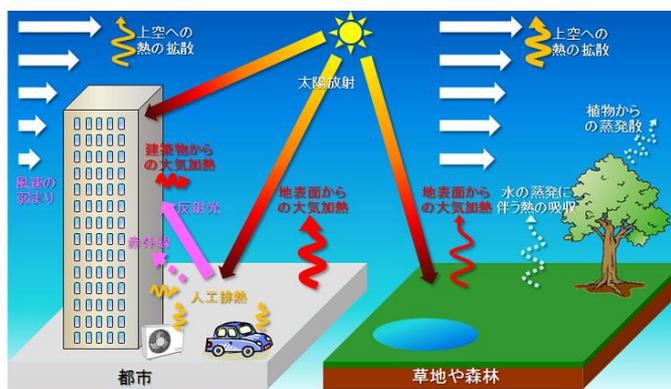
このため、計画策定にあたっては、緑の持つ多様な機能を効果的に発揮させられるよう、「今、緑に求められていること」について整理し、諸問題への対応を図っていきます。

○都市環境の保全に向けた視点

地球温暖化の改善やヒートアイランド現象の緩和にもつながる
脱炭素社会実現への対応が求められています。

- ・地球温暖化の解決に向けて、国では、2016（平成28）年COP21で採択されたパリ協定を背景に地球温暖化計画を策定しており、グリーン社会の実現を目指して、2021（令和3）年5月に改正した「地球温暖化対策推進法」に、2050（令和32）年までにカーボンニュートラル（＝脱炭素）を実現するという基本理念を明記しました。
- ・人工排熱や地表面の人工被覆化など人の活動が原因といわれているヒートアイランド現象*が都市部では顕在化しており、全国的に、この現象の特徴である真夏日・猛暑日や熱帯夜が増加傾向にあり、ここ50年程で東京都心をはじめ隣接する千葉市や茂原市などでも平均気温が2～3℃上昇しています。

都市におけるヒートアイランド現象のイメージ



出典：気象庁ホームページ

- ・これら諸問題の解決に向け、気候変動への対応としては、二酸化炭素の吸収や気温低減効果が期待されるまとまった緑を保全・創出するなど、緑の効果を十分に発揮できる施策を通して脱炭素社会への対応が求められています。

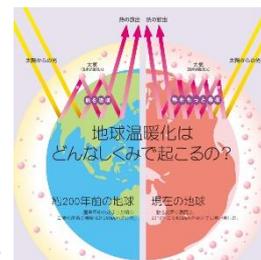


現在、地球の平均気温は14℃前後ですが、もし大気中に水蒸気、二酸化炭素、メタンなどの温室効果ガスがなければ、マイナス19℃くらいになります。太陽から地球に降り注ぐ光は、地球の大気を素通りして地面を暖め、その地表から放射される熱を温室効果ガスが吸収し、大気を暖めているからです。

近年、産業活動が活発になり、二酸化炭素、メタン、さらにはフロン類などの温室効果ガスが大量に放出されて大気中の濃度が高まり熱の吸収が増えた結果、気温が上昇し始めています。これが地球温暖化です。

地表の樹木や草地などの植物は、光合成作用を通して空気中の二酸化炭素を吸収し、酸素を供給するとともに、蒸散作用によって空気中の熱を奪い、低温化するという働きもあります。例えば、高い樹木1本で夏季に家庭のお風呂1杯分に当たる1日当たり200～400リットルの蒸散量があり、4㎡の芝生はエアコン1台の12時間運転に当たる冷却効果があると言われています。

緑の大切な機能を十分発揮できるよう、身近な緑を見回してみてください。



出典：全国地球温暖化防止活動推進センターホームページ

○都市防災に向けた視点

自然災害の頻発、激甚化に対して、
緑を活用した安心・安全な都市づくりが求められています。

- ・首都直下地震等の大規模地震の切迫性や気候変動に伴う水害リスクの増大が指摘されているなか、都市における緑は、防災性の向上に資する機能も有しており、都市の防災性の向上を一層推進するためには、防災公園^{*}の配置をはじめとした都市公園への防災機能の拡充のみならず、道路・河川・学校等の公共公益施設緑地や樹林地・農地等の民有緑地を含めた防災系統緑地（災害の防止や災害時における避難路・避難地としての機能を有する緑地）全体の量的・質的な充実を図ることが重要と考えられています。
- ・また、近年の自然災害の頻発、激甚化は、市民の防災意識を高め、避難場所や災害復旧活動の場としての公園等の役割を見直す契機にもなっており、緑を活用した安全・安心な都市づくりを進めていくことが求められます。

緑を活用した都市型水害対策のイメージ



出典：国土技術政策総合研究所ホームページ

○生物多様性の保全に向けた視点

生物多様性の保全に向け、
地域レベルの計画づくりや取り組みの推進が求められています。

- ・ 私たちの生活を支えている生物多様性が地球規模で低下しつつある現状を踏まえ、生物多様性の保全に向けては、2008（平成20）年6月に「生物多様性基本法」が制定されました。千葉県では同時期の2008（平成20）年3月に「生物多様性ちば県戦略」を策定し、生物多様性に関する認識を社会に浸透させ、社会システムも変えながら、50年後の目標達成を目指してスタートをきっています。
- ・ また、都市における生物多様性の確保には、地方公共団体の緑地担当部局での取り組みも重要との認識から、2018（平成30）年に「生物多様性に配慮した緑の基本計画策定の手引き」が国より示され、近年の緑の基本計画には、生物多様性の確保の観点からの位置付けも増えてきました。
- ・ このように、地域レベルにおいても、生物多様性の保全に向けた取り組みは進みつつあり、生物多様性の保全に貢献できる施策を位置付け、取り組みを加速させることが求められています。

○緑の多様な機能の発揮に向けた視点

水と緑のネットワークやグリーンインフラへの取り組みにより、
自然と共生する社会の実現が求められています。

- ・ 限られた緑地や緑化可能スペースを活用し、緑の持つ様々な機能を効果的に発揮させていくためには、道路、河川、公園などを緑でつなぎ、連続した空間や拠点などからなる骨格軸をつくり、それらを基盤に面的な広がりが図れるよう、水と緑のネットワーク形成を進めることが重要となります。
- ・ また、グリーンインフラによる持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進めることで、自然環境が有する多様な機能を活用した幅広い分野への貢献が期待されています。
- ・ このように緑の果たす役割は広範で、その利用価値も再注目されており、緑の保全や創出を通して自然と共生する社会の実現が求められています。

水と緑のネットワークのイメージ



○緑に関連する諸制度への対応に向けた視点

都市緑地法等の改正により、新たな枠組や制度の充実が図られており、施策の実現性等を評価し、選定していくことが求められています。

- ・都市緑地法等の一部改正が2017（平成29）年にされ、官民連携によって都市における緑地の保全・活用や緑化の推進、更には、公募設置管理制度（Park-PFI）[※]等の公園への民間活力の導入による都市公園等の整備や維持管理を一層推進するための規制緩和や取り組み支援等の制度の充実が図られました。
- ・また、食の安全、都市住民のライフスタイルの変化、災害を契機とした防災意識の向上などの状況変化を背景に2015（平成27）年には「都市農業振興基本法」が制定され、その後の関連法整備と合わせ、都市農業や農地の有する多様な機能の発揮に向けた制度見直しにより、都市農地の位置付けも都市（＝市街地）に「あるべきもの」へと大きく転換されてきました。
- ・このように、緑に関連する諸制度は近年大きく見直されており、緑の施策の選択にあたっては、その実現性や実効性を都市経営の観点も踏まえた上で、選定していくことが求められます。

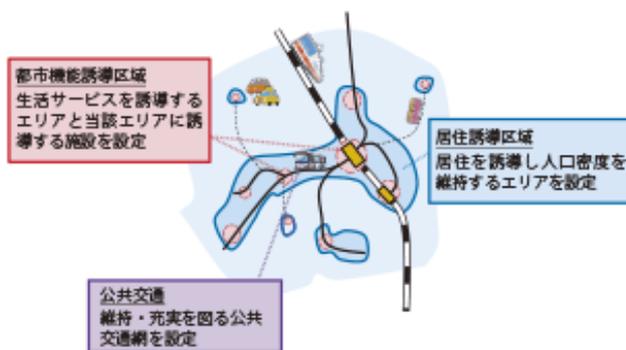
○今後の都市づくりに向けた視点

持続可能なまちづくりの実現につながる、緑の保全・創出が求められています。

- ・本市の特徴の一つである丘陵地から田園地域に広がる豊かな緑は、広域的な景観を形成する本市固有の貴重な資源となっています。しかし、丘陵地などでは、再生可能エネルギー[※]発電事業のための太陽光発電設備の設置により、緑が虫食い状に浸食されつつあり、緑の保全の観点からも様々な影響が懸念されます。
- ・また、近年の人口減少や少子高齢化による人口構造の変化など急激な社会情勢の変化は、今後の都市づくりの方向性を大きく左右しており、十分な管理がされていない森林での倒木、耕作放棄地や空き地の増加による害獣・害虫被害、公園等施設の老朽化の進展など、住民の身近に存在する緑の荒廃が日常生活の様々な場面へ影響を及ぼしています。
- ・これら様々な緑の課題を今後の都市づくりにおける共通認識とし、厳しい財政制約の下においても効果的な対策を講じていくが求められています。また、これらへの取り組みを検討する際は、民間の技術革新や実用化の進展動向も見ながら情報通信技術（ICT[※]）等の次世代技術の導入促進も望まれます。

- 一方、国が推奨している将来にわたって住み続けられる持続可能なまちづくり（コンパクトなまちづくり）に向けては、都市全体の構造の見直しなど長期的な観点からの取り組みが重要であり、国際社会共通の持続可能な開発目標SDGsの理念「誰一人取り残さない持続可能で多様性と包摂性のある社会」の実現につながるよう、緑の視点からも都市づくりを進めていくことが求められます。

コンパクトシティのイメージ



出典：国土交通省ホームページ

○より良い市民生活に向けた視点

**豊かな緑を継承していくために、行政だけにとどまらず
市民や事業者の参加・協力が求められています。**

- 多くの人々の努力によって保全・創出されてきた緑を、健全な状態で将来に引き継いでいくためには、森林・農地、公園や街路樹、屋敷林等の身近な緑の適切な維持管理による質の維持・向上を図ることが重視されています。
- 近年の高齢化社会の到来によるライフスタイルの多様化は、公園利用にも少なからず影響を及ぼしており、アクティブシニアと呼ばれる趣味など様々なことに意欲的に取り組んでいる高齢者層の利用も活発で、これらの方々の公園等の更なる利用増進や緑に関わる活動への参画なども期待されます。
- また、昨今の新型コロナウイルス感染症[※]の拡大に伴う生活様式の変化は、これまでの価値観を一変させ、疎の空間を求める様々なニーズが公園の利用や屋外での活動を見直す契機となりました。
- これら公園等の緑のストックをよりよい状態で維持管理し、活用していくためには、行政による取り組みだけではなく市民や事業者などの参加・協力が不可欠となります。そのためにも、子どもの頃から緑の大切さについて学び、愛着心を醸成することや、市民によって主体的な取り組みが進められるような機運の向上を図ることが求められます。



コラム 生物多様性 -生きものの豊かさ (Variety of all forms of life) -

地球上の生きものは、生命が誕生して以来、様々な環境に適応して進化してきました。現在、地球には3,000万種ともいわれる多様な生きものがいます。ゾウのように大きなものから細菌のように小さなものまで、様々な生きものがおり、同じ種の生きものでも細かな違いがあります。これらの生きものは長い年月をかけてお互いにつながりあい、支えあって生きています。

生物多様性とは、生きものの豊かさのことであり、生物多様性基本法では、「生物の多様性を、様々な生態系が存在すること並びに生物の種間及び種内に様々な差異が存在すること」と定義しています。

また、生物多様性条約では、「生態系の多様性」「種の多様性」「遺伝子の多様性」という3つのレベルで多様性があるととしています。

◆ 3つのレベルでの生物多様性 ◆

生態系の多様性

生態系の多様性とは、森林、河川、里山、草地、湿地、干潟などの多様な自然が存在することを言います。多様な生態系は、様々な生きものの生息・生育により成り立っています。



河川や谷戸などの生態系の種類

種の多様性

種の多様性とは、様々な生きものが生息・生育している状況のことを言います。例えば、一つの地域を見ても土壌には分解者である微生物が、地上には消費者である動物や生産者である植物が生息・生育しており、食物連鎖などを通じて互いに関わりあって生態系を形成しています。生態系はその中で生息・生育する生きものの相互作用の微妙なバランスで保たれており、バランスの均衡を崩してしまうと重大な生態系の変化をもたらす可能性があります。



バッタや桜などの生きものの種類

遺伝子の多様性

遺伝子の多様性とは、生息・生育地域や個体間によって、同じ種でも色や形、性質などに様々な違いがあることを言います。例えば、ハマグリ（ハマグリ）の貝殻の模様が一つ一つ違うことやゲンジボタルの発光周期が東日本と西日本で違うことなどが挙げられます。遺伝子の多様性が高いことは、環境が変化した場合にも、その変化に適応して生存するための遺伝子を種内に持っている確率が高く、種として生き残る可能性が高いことを意味します。



ハマグリなどは同じ種内でも模様が違う

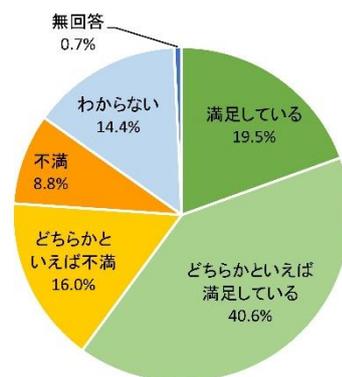
2 市民アンケート

2021（令和3）年に実施した第25回市民アンケート調査において、公園と緑に関する設問により、市民の皆さんの意識調査を行いました。その結果の概要について以下に示します。

市民アンケートに関して 資料集P100 参照

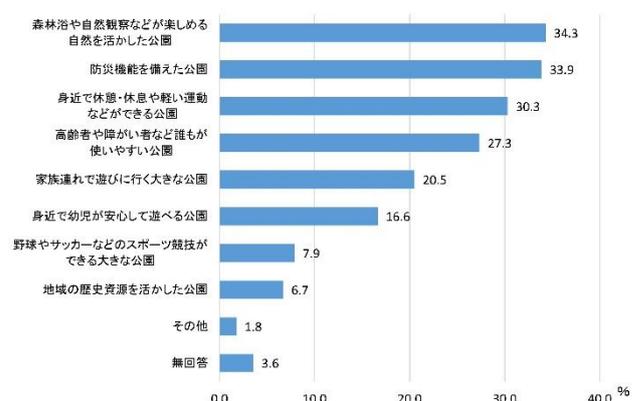
○身近な緑の現状について

「どちらかといえば満足している」が40.6%で最も多く、次いで「満足している」が19.5%となっており、この2つを合わせると60.1%を占めており、一定の“満足感”は得られているものと評価できます。



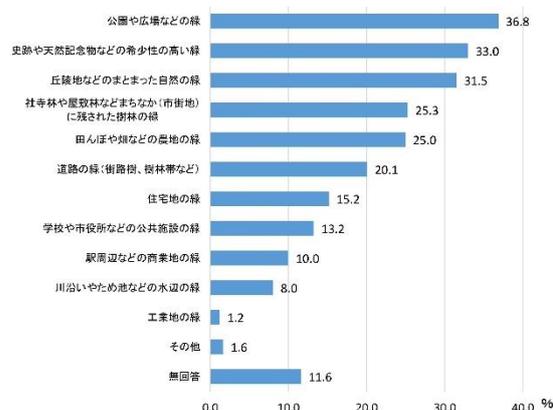
○あればいいと思う公園について

市内にどんな公園が欲しいか？という質問に対しては、「森林浴や自然観察などが楽しめる自然を活かした公園」、「防災機能を備えた公園」、「身近で休憩・休息や軽い運動などができる公園」を望む声が多くなっています。



○守りたい・増やしたい緑について

緑の都市づくりに欠かすことのできない、守り・創る緑に関しては、「公園や広場などの緑」、「史跡や天然記念物などの希少性の高い緑」、「丘陵地などのまとまった自然の緑」の順で高い評価となっています。



1-5 緑に関する課題

緑の現況や市民の意識、緑を取り巻く環境変化の現状から、本市の緑の特徴を抽出した上で、課題を整理するとともに、計画策定における視点の明確化を図ります。

1 総合的な課題の整理

— 緑の保全に関する課題 —

■ 東金市の緑の特徴

- 市北西部の丘陵地には森林が、南東部の平野には田園の緑が広がり、その中に河川やため池など趣の異なる緑があり、生物多様性を育む基盤となっている
- 市内の緑の総量としては、様々な地域制緑地制度により多くの緑が守られているが、森林や農地が減少している
- 供用後長期間を経過した公園では、施設の老朽化が進んでいる
- 公園・緑地が、レクリエーションや防災など市民生活における多様な役割を担っており、なかでも防災面については更なる充実が求められている
- 八鶴湖や雄蛇ヶ池などが市を代表する名所となっており、周辺の歴史と文化が緑の景観・自然環境とともに根付いている

守る

■ だから取り組むこと

- ✓ 丘陵地から平野につながる緑は、本市固有の貴重な資源として保全が必要
- ✓ 地域固有の生態系保護のため、オオキンケイギク、カミツキガメ、アライグマなどの外来生物（外来種）※の駆除や侵入根絶への適正な対策が必要
- ✓ 適切な地域制緑地の指定の継続とともに、災害防止、環境保全、水質浄化など多面的な機能を有する森林や農地の保全が必要
- ✓ 市民のニーズに応え、使用されない公園とならないよう、施設の内容見直しと老朽化対策による魅力付けや安全性の向上が必要
- ✓ 公園・緑地の防災機能の強化が必要
- ✓ 市の名所を緑のシンボルとし、歴史・文化と一体となった緑の景観や環境を次代に継承していくことが望まれる

— 緑の創出・活用に関する課題 —

■ 東金市の緑の特徴

- 市街地（用途地域[※]内）では、土地区画整理事業[※]等に合わせた計画的な公園整備により、量的には概ね充足している
- 市街地内の緑として農地が防災や生物の生息・生育など様々な面で機能している
- 自然を生かす、水辺空間を活用する等地域特性を生かした身近な緑の空間づくりが望まれている
- 公共公益施設空間の緑地が市内の景観に潤いを与え、施設緑地の中心になっている
- 日吉台地区、季美の森地区などの住宅団地や千葉東テクノグリーンパークなど新たな市街地（大規模開発地）でも緑に囲まれた良好な街なみが形成されている

つくる
生かす

■ だから取り組むこと

- ✓ 今後の市街地整備の進展や住宅供給に合わせ、市民に親しまれる施設内容による公園等の整備検討が必要
- ✓ 公園・緑地への多様なニーズに対応し、魅力的な公園・緑地としていくためには、必要に応じて民間等のノウハウの活用検討が必要
- ✓ 都市基盤が未整備な市街地では、農地の有効活用の視点が必要
- ✓ 森林体験、農業体験など身近な緑の活用の幅を広げる工夫が望まれる
- ✓ 公共公益施設の敷地内での積極的な緑化が必要
- ✓ 新たな市街地整備では、住宅地や企業など民有敷地内の緑化の促進が必要

— 緑の連結に関する課題 —

■ 東金市の緑の特徴

- 森林、里山、田園、草地など多様な自然生態系が存在し、それらが主に河川の流れてつながりを持っている
- 台方～東金～田間につながる市街地に隣接する丘陵地の樹林は、本市を印象付ける特徴的な緑となっている
- 平野部は九十九里浜に向かい農地と集落・境内地の鎮守の杜を含んだ樹林が交互に連なる土地利用を呈しており、地域固有の景観となっている
- スダジイ、アラカシ、クヌギなどの広葉樹林の森が残っており、生物系ネットワークを育むための緑がつながりを持っている
- 市の花である“ソメイヨシノ”が八鶴湖をはじめ市内の各所に植えられており、交流人口の増加に寄与しているが、一方で老木・腐朽木も見受けられる
- 山王台、ときがね湖出合いの広場など里山、田園、市街地の3つの緑の視覚的なつながりを認識できる眺望ポイントがいくつもある

結 ぶ

■ だから取り組むこと

- ✓ 豊かな自然環境や緑の連続性に配慮した河川や道路の整備が必要
- ✓ 市街地に隣接する緑や平野部の屋敷林、社寺林等は防災や景観の面からも、連続性に配慮していくことが必要
- ✓ 貴重な樹林地の保全とともに、公園・緑地、街路樹等の緑に連続性を持たせ、生物の生息・生育空間のつながりを確保し、市内の生態系ネットワークの形成に配慮が必要
- ✓ 新たな開発により緑が失われる地区においては、緑のつながりを意識した緑化促進に向けた適切な誘導が必要
- ✓ 老木化した桜の木の樹勢の回復や保持・増進を図るとともに、魅力ある眺望ポイントの保全や空間づくりを拠点となる緑の空間と合わせて検討していくことが必要

— 緑の普及啓発に関する課題 —

■ 東金市の緑の特徴

- 公園、観光、歴史・文化など緑に関連した様々な情報は発信されているが、連携した取り組みが希薄
- 身近な公園や道路等が緑化や清掃・美化活動等の市民協働の場となっている
- 公園の協働事業では、実施地区の住民の高齢化が進んでいる
- 市民アンケートで「公園の草刈りやごみ拾いなどの管理」は協力できるという声もあり、緑に係わる活動に対する潜在的な人材はいる
- 森林、ため池、農地等が自然体験や農業体験等緑にふれあえる環境保全・環境教育の場となっている

育む

■ だから取り組むこと

- ✓ 市民・事業者の協力による緑の取り組みが進むよう、情報化社会の進展にも対応した情報発信の工夫をするなど、緑に関しての普及啓発に注力していくことが必要
- ✓ 緑化活動や環境保全活動が継続的な取り組みとなるよう、これらの活動にかかわる個人・団体の育成・支援が必要
- ✓ 緑を活用したイベントの開催や市民が緑にふれあえる機会の創出など市民参加の環境づくりが必要
- ✓ 子どもの頃からの教育を通して緑を守り育む意識や緑に対する愛着心を醸成する機会を増やしていくことが必要

2 計画策定における視点

この視点は、現状の課題を踏まえ、緑の施策を体系的に整理していく上で、本市が目指す都市づくりの観点から「緑の基本計画」に求める事項（取り組みの方向性の基礎となる考え方）を明確化したものです。

計画策定にあたっては、この視点を忘れずに検討を進めるとともに、施策の推進段階においても取り組みに関わる全ての人々にとって必要な視点となります。

①（緑を守る骨格づくり）

市民の憩いの場、生物の多様性の確保、地球環境や景観への配慮など市民に潤いと安らぎを与える多面的機能を発揮する緑を守りつつ、中核をなす拠点や核となる緑の空間を機能や役割に応じて適正に配置し、緑の骨格形成を図ります。

②（緑による彩りづくり）

八鶴湖や雄蛇ヶ池、日吉神社、東金ぶどう郷など歴史・文化の薫る都市のイメージや市街地内の都市景観・潤いのある住環境を緑で演出するため、都市緑化の推進を図ります。

③（水と緑のネットワークづくり）

丘陵地から田園地域に広がる豊かな自然環境の保全・活用と市街地内の緑の創出や河川・水辺空間の整備により、水と緑のネットワークの形成を図ります。

④（身近な緑の空間づくり）

市民ニーズに対応した公園計画づくりや、公園施設の長寿命化に向けた適正な維持・管理を進めるとともに、市街地内の農地や市街地周辺の雑木林等を貴重な緑として捉え、身近な緑の空間形成を図ります。

⑤（緑の市民力づくり）

緑豊かな都市づくりに向けた普及啓発や意識の醸成をし、子どもたちへの教育等に注力するとともに、市民や事業者とも連携しながら、緑の取り組みを進める市民力の向上を図ります。



私たちが今考えることって？

